別表第一（第五十一条関係）　（略）

別表第二（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一　第一号漁業	
㈠　令第六条第一号ニに掲げるあわびをとる漁業	（略）
㈡　（略）	（略）
二　第二号漁業のうち令第五条第二項第一号に掲げる漁業	
㈠　まき網漁業	百分の八十五
㈡　さんま棒受網漁業	百分の九十
㈢　敷網漁業	百分の八十五
㈣　船びき網漁業	百分の八十

別表第二（第五十一条関係）　（略）

別表第三（第五十二条関係）

漁業の区分	割合
一　第一号漁業	
㈠　令第五条に規定するあわびをとる漁業	（略）
㈡　（略）	（略）
二　第二号漁業	
㈠　底びき網を使用して営む漁業	百分の九十
㈡　流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）	百分の八十
㈢　さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の八十
㈣　さし網を使用して営む漁業であつて㈡又は㈢に掲げるもの以外のもの	百分の七十
㈤　はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の百
㈥　はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	百分の百
㈦　釣りによつていかをとることを目的とする漁業	百分の百
㈧　浮はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	百分の百
㈨　はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて㈥から㈧までに掲げるもの以外のもの	百分の百
㈩　棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百分の百
⑪　敷網を使用して営む漁業であつて⑩に掲げるもの以外のもの	百分の百
⑫　船びき網を使用して営む漁業	百分の百
⑬　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の百
⑭　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の百
⑮　㈠から⑭までに掲げる漁業以外の漁業（⑯及び⑰に掲げるものを除く。）	百分の百
⑯　十トン未満の漁船により㈠から⑭まで及び⑮に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	百分の百
⑰　十トン未満の漁船により㈠から⑭まで及び⑮に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて⑯に掲げるもの以外のもの	百分の百